

生涯学習ふじさわプラン

- 藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画 -

藤 沢 市

目 次

はじめに	1
1 基本構想・基本計画策定の趣旨	2
2 期間	2
3 諸計画との関連	2
藤沢市生涯学習推進基本構想	3
生涯学習推進の基本方針	3
生涯学習機会の体系化	4
生涯学習推進体制の整備	5
藤沢市生涯学習推進基本計画	7
生涯学習推進の基本方針	7
《1》生涯学習の範囲	7
《2》生涯学習の必要性和目的	7
《3》生涯学習の課題	7
《4》生涯学習推進の考え方	8
生涯学習機会の体系化	9
《1》成長過程に応じた学習機会の充実	9
(1) 乳幼児期	9
(2) 青少年期	9
(3) 成人期	10
(4) 高齢期	11
《2》市民の学習要望に応える学習機会の充実	11
(1) 健康に関する学習	11
(2) 福祉に関する学習	11
(3) 防災・救急・交通安全に関する学習	11
(4) 消費生活に関する学習	12
(5) まちづくりに関する学習	12
(6) 芸術・文化に関する学習	12

(7) 趣味・教養に関する学習	12
(8) 郷土の歴史・文化遺産などに関する学習	12
(9) 生涯スポーツに関する学習	13
《 3 》 今日的課題に関する学習機会の充実	13
(1) 環境問題に関する学習	13
(2) 少子・高齢社会に関する学習	13
(3) 情報化に関する学習	13
(4) 男女共同参画社会に関する学習	14
(5) 人権に関する学習	14
(6) 産業・職業に関する学習	14
(7) 国際理解に関する学習	14
《 4 》 広域的・専門的な学習機会の充実	14
生涯学習推進体制の整備	16
《 1 》 学習施設の整備とネットワークの構築	16
(1) 学習施設の整備	16
(2) 既存施設の充実	16
(3) ネットワークの構築	17
(4) 市民参加による学習施設の運営	17
(5) 学校の生涯学習支援機能の充実	17
《 2 》 学習情報システムの充実	18
(1) 学習情報の収集と提供	18
(2) 学習相談の充実	18
《 3 》 学習指導者の育成	18
《 4 》 学習の場づくりと成果の活用	19
《 5 》 生涯学習の総合的な推進	19
施策の体系図	20

【はじめに】

変化の激しい現代社会において、人々は暮らしの中に生きがいや心の豊かさを求めています。

本計画策定のために実施した生涯学習に関する市民意識調査によれば、生涯学習の必要性や認識度は高く、市民の生涯学習に対する期待感が伺えます。その背景としては、情報化の進展、余暇時代の増大、高齢社会への移行など現代的課題への関心があげられます。

一方、社会の成熟化は、個人の価値観の多様化や都市化による人間関係の希薄化とともに地域コミュニティの崩壊を招きつつあります。

このような状況のもとで、市民の自主的な学習活動を通して相互理解の輪が広がることは、新たな人間関係を育み、人づくり、地域づくり、まちづくりにもつながります。

このたび、藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画の策定にあたり、藤沢市生涯学習推進会議からの提言を受け、ここに「生涯学習ふじさわプラン」を体系的にとりまとめました。

生涯学習とは生涯にわたって学ぶことであり、それは自主的に行うこととされ、自己実現や生活の向上に役立つといわれます。

この生涯学習の推進にあたっては、来るべき21世紀を視野に入れながら「市民が一生安心して暮らせるまちづくり」を基本に、生涯学習社会の構築をめざし、学習環境の諸整備を図ることを目的に取り組んでまいります。

1 基本構想・基本計画策定の趣旨

生涯学習の基本方針は、市民が生涯を通じて自主的な学習活動を継続的に展開できるよう、生涯学習推進体制の確立、環境整備に努めることです。

その推進にあたっては市民一人ひとりが生涯学習社会の構築に参画できるよう、その方策を基本構想・基本計画として定め、施策の目標と内容を示します。

2 期間

基本構想・基本計画の期間は平成11年度（1999年度）を初年度とする10年間とします。

今後の社会情勢の変化により、必要に応じ見直すこととします。

3 諸計画との関連

新たな総合計画をはじめ諸計画との整合性を保ちつつ、施策の具体化を図ります。

藤沢市生涯学習推進基本構想

生涯学習推進の基本方針

生涯学習とは、いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学ぶことです。

それは自己充実や、生活の向上に役立つことであり、自分に適した手段・方法を選び、自らすすんで行うことです。

《1》 生涯学習の範囲

生涯学習は学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動としてとらえることだけではなく、スポーツ・文化活動、趣味、レクリエーション・ボランティア活動などの自発的な活動も含まれます。

《2》 生涯学習の必要と目的

社会環境の変化とともに人々の日常生活もめまぐるしく様変わりしております。

このような変化の時代に対応して、より豊かに暮らすため、より人間らしく生きるための学習が求められます。

人々が、共に生きる心や力を養い生涯学習社会を構築することが生涯学習の目的です。

《3》 生涯学習推進の課題

生涯学習は市民一人ひとりが主人公であり、市民の学習意欲に応えるための多様な学習機械や学習活動の場を充実するなど「まちづくりは人づくりから」を原点として、生涯学習推進のための条件を整備することが必要です。

《4》 生涯学習推進の考え方

生涯学習の推進にあたっては、本市の特性や市民の意識の動向を踏まえ推進する必要があります。また、市民一人ひとりが自主的に学ぶことができる環境をつくとともに、市民と行政の役割を明確にし、本市の特徴を活かします。

生涯学習機会の体系化

人々の成長過程における諸教育の充実と、学習機会の体系化は、生涯学習を推進するうえで重要です。

乳幼児期から高齢期まで家庭教育、学校教育、社会教育など、知識集約だけではなく世代性別に関わりなく人間として成長していくための学習は学校以外でも必要です。

とりわけ社会人としての人格形成、人間関係の中での情操教育など生涯学習の必要性が求められます。

《1》 成長過程に応じた学習機会の充実

乳幼児期、青年期、成人期、高齢期と成長過程における学習機会を充実し、学校・家庭・地域との関わりのなかで個の確立や人格形成のための学習を支援します。

《2》 市民の学習要望に応える学習機会の充実

学習意欲の高まりとともに心豊かに生きるため、また健やかに生きるためなど、学習ニーズに応えるメニューを整備し、公的・民間学習機関との連携をすすめるとともに多様な学習機会の充実に努めます。

《3》 今日的課題に関する学習機会の充実

少子・高齢社会など様々な社会経済情勢の激変にともなう諸課題に対応した学習機会の充実に努めます。

《4》 広域的・専門的な学習機会の充実

社会に出てからもより高いレベルの学習を求める人々の増大や、リカレント教育など、高度で専門的な学習需要に応えるため、市内の各大学や広域的な専門機関や近隣の公共機関との連携をすすめます。

(注) リカレント教育 = 社会人が学校で受ける再教育

生涯学習推進体制の整備

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、学びたいことが学べるような生涯学習施策を積極的に推進するための制度や組織づくりが必要です。

同時に、生涯学習センターなど生涯学習施設の整備とネットワーク化を図るとともに、学習情報システムの確立と指導者の育成や活用を推進し、相互に連携させながら進める必要があります。

《1》 学習施設の整備とネットワークの構築

市民の学習機会を充実し、自主的な学習活動を支援、助長するためには、学習の場としての身近な社会教育施設をはじめ、広く市民が利用する様々な生涯学習施設の整備が必要です。

そのため、生涯学習推進のセンター的機能を持つ施設の整備や、このセンターを中心とする学習関連施設との連携を深め、各施設間のネットワーク化を進めるとともに、県及び他市町村や民間施設などとの連携協力をすすめます。

また、市民自らが学ぶという観点から市民参加による学習施設の運営に努めます。

《2》 学習情報システムの充実

市民の学習意欲が高まり多様化する中で学習情報を提供することは、生涯学習推進のうえで最も重要な課題の一つです。

学習、文化、スポーツなどに関する幅広い情報を収集・整理し、いつでも必要な情報を提供するとともに、それらの情報も活用しながら、学習者の視点に立って相談、助言ができるシステムの確立に努めます。

また、県の学習・文化情報システムと連携し、広域的な学習情報の活用に努めます。

《3》 学習指導者の育成

生涯学習を推進するためには、広い視野と専門性を備えた職員はもとより各分野での知識・技能と生涯学習に対する理解をもつグループリーダーが求められており、そのための研修の充実や、人材の育成が重要です。

また、地域には優れた知識技能をもった人材が多く潜在しており、これらの人材の掘り起こしと活用が求められています。このようなことから、学習活動を側面から支援する学習ボランティアの育成に努めます。

《4》 学習の場づくりと成果の活用

市民の主体的な学習活動を支援するための場づくりに努めるとともに、学習によって得た様々な知識や技能などの成果を適切に評価し、これを発表できる場を設けることが必要です。さらにこれを活用することは、自らの学習意欲の向上につながることであり、学習成果の社会への還元という重要な意味をもっています。そこで、学習意欲の発表や活用する機会の提供などをすすめます。

《5》 生涯学習の総合的な推進

「市民が一生安心して暮らせるまちづくり」をめざすために、学習の主人公である市民の参加を基軸として、地域、企業、学校、公的関係機関、民間教育機関や行政が、ともに連携しながら生涯学習の総合的な推進を図ります。

藤沢市生涯学習推進基本計画

生涯学習推進の基本方針

《1》 生涯学習の範囲

生涯学習の分野は幅広く、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動としてとらえることだけではなく、スポーツ・文化活動、趣味、レクリエーション・ボランティア活動なども含まれます。

その推進にあたっては、学習ニーズを持つ人に対して学習活動へのきっかけづくりを行い、生涯学習の意義や自ら学ぶ姿勢を喚起し、具体的な学習活動へと導くことが必要です。

啓発活動の推進

市民の学習意欲を高めるため、様々な機会や場を通じて、生涯学習の普及・啓発活動に努めます。

《2》 生涯学習の必要性和目的

科学技術の進展、生活水準の向上、余暇時間の増大など社会の変化は、国際化、情報化、少子・高齢化とめまぐるしく、人間らしく生きるためには、人々は絶えず新たな知識、技術の習得が求められ、そこに生涯学習の必要性が生じています。

また、生涯にわたる学習は、心の豊かさや思いやり、協調などの情操を育み、家庭・地域から国際社会へとつなげ、共に生きる心を養うことが目的です。

生涯学習社会の構築

生涯学習社会とは、一人ひとりが生涯のいつでも自発的意思に基づき学ぶことができ、その成果や結果が適切に評価される社会です。

生涯のいつでも人々の生き方、人間性が正当に評価されてこそ、人々はそこに生きがいや喜びを享受できるものです。そのための生涯学習社会を構築することに努めます。

《3》 生涯学習推進の課題

何かを学びたいと思っても、いつ、どこで、どのように学んだらよいかなどの情報が得にくいいため学習活動とは何かを考える人々が多く、市民が主体的に学習活動を行ううえで、その人に合った学習ニーズの把握が不可欠となります。

市民の学習要望の把握

市民が学びやすいように、様々な情報を収集し、体系的に整理し、市民の学習要望の把握に努めます。

《4》 生涯学習推進の考え方

藤沢市の生涯学習とは、市民一人ひとりがより豊かに充実した人生を送る学習であり、市民が主体者であり、その推進については、市民と行政とが協働してすすめる必要があります。

生涯学習の推進目標

藤沢の特性として、公民館をはじめとした生涯学習施設は年間をとおして多くの市民の利用が見られることや、市民の生涯学習に対する関心の高さなどから、社会の変化や将来的な展望に基づいた本市の生涯学習推進の考え方は、

『ゆめさがし、自分さがし、明日へつなぐ生涯学習』をキャッチフレーズにかかげ、次の3点を基本に生涯学習施設の整備と生涯学習活動の支援体制を確立することに努めます。

情報のネットワーク化

ボランティア活動の推進

学校・家庭・地域の連携

生涯学習機会の体系化

《1》 成長過程に応じた学習機会の充実

人間の成長過程における生涯学習との関わりは、家庭生活から始まり学校、そして社会生活へのつながりのなかで、人間関係が重要なファクターとなり、そのことが人格の形成に大きく関わってきます。このため、乳幼児期から高齢期に至る学習機会の充実を図る必要があります。それぞれ成長の各期の課題を的確に捉え、その目的を達成することが望まれます。

(1) 乳幼児期

家庭教育の支援

成長に応じた子育てや、コミュニケーションの在り方、兄弟、姉妹などのふれあいからの遊び、また自然との関わりあいなどを通じて、子どもの社会性、創造性を育むことが必要です。さらに心身の健康や食生活に関する家庭教育の重要性を認識し、その役割を支援します。

乳幼児教育の充実

幼稚園や保育園との連携による子育てに関する学習機会の充実や、情報提供、相談体制の整備、交流の場づくりによる育児不安の解消に努め、ふれあい教育の充実に努めます。

(2) 青少年期

家庭教育の支援

乳幼児期から心身の発達、成長が著しいこの時期は、人間性や友人関係など集団生活への意義の気付きを育むことなど、家庭教育の重要性を認識し、その支援に努めます。

青少年の社会参加、交流の促進

地域での行事やクラブ・サークル活動、ボランティア活動、福祉活動など、青少年の社会参加・社会貢献を進め、仲間づくりや交流の場の整備の機会を促進し、青少年の自律性や社会性の醸成を支援します。

青少年の健全育成

青少年の健全育成は多感、多彩、多様な心身の発達を育むことにあります。バランスのとれた人格形成を支援するための青少年指導者の育成や、団体活動などの支援に努めます。

個性を活かす教育の充実

自己教育力の育成を図り、主体性、協調性を育むと同時に個性や能力を発揮する教

育の充実に努めます。

体験教育の充実

自然、文化、歴史などに直接ふれる体験学習の充実や、優れた芸術や文化などの感動体験の場の充実、ボランティア活動や多様な地域との交流活動など体験学習の充実に努めます。

国際教育の推進

国際理解を深めるため、人種、文化、習慣などへの知識を習得するための教育を充実し、併せて平和教育の推進に努めます。

学校・家庭・地域の連携

児童・生徒の問題行動に対応する取り組みとして、学校・家庭・地域の連携、推進は今日的課題となっています。そのため、地域教育力の重要性を認識し、学校教育・社会教育の一層の連携と地域の教育に関する優れた人材の活用に努めます。

教育相談の充実・指導の推進

いじめ、不登校等に対応する教育相談体制の充実を図り、適応指導の推進に努めます。

教育環境の整備

子どもたちの学習、生活の場である学校施設の整備充実を図るとともに、開かれた学校として地域の有効活用に努めます。

(3) 成人期

成人期の学習機会の充実

成人としての社会的責任や、家庭・地域での中心的役割を支援するため、各人の生活領域のなかで直面する課題に関する学習や、趣味・生きがいなどに関する学習機会の充実に努めます。

リカレント教育の支援

終身雇用制の崩壊や、技術革新の進展の中で、学校で学んだ知識・技術だけでは社会の変化に対応することが困難な状況となっており、リカレント教育は、再就職の観点や女性の社会進出などの面から一層重要視されております。

このようなことから、大学などの高等教育機関、民間教育機関との連携を図り、専門的学習ニーズに呼応した学習機会の支援に努めます。

成人のライフスタイルに応じた学習活動の支援

社会の成熟化とともに共働き家庭の増加や個人の価値観も様変わりし、人々の生活様式も大きく変化しております。学習活動への参加の意向も多様化しており、学習機会の場の提供など、時間・場所を配慮した対応に努めます。

(4) 高齢期

心の豊かさを求めた学習機会の充実

長寿社会の到来に伴い、高齢者の生きがいや、健康増進など人生を謳歌できる学習環境の整備を図るとともに、楽しい人間性あふれた学習機会の充実に努めます。

地域参加の促進

人生の先輩としての高齢者の役割を明確にし、豊かな人生経験に基づく教訓を活かした地域における学習活動の支援に努めます。

世代間交流の促進

若い世代に高齢者の豊かな知識や経験を伝えるとともに、若い世代からの新しい知識を学ぶことを通じて共に成長し、また、世代を越えた理解を深めるために、世代間交流を促進します。

《2》 市民の学習要望に応える学習機会の充実

変化の激しい現代社会において、市民は暮らしのなかに生きがいや心の豊かさをはじめとして多様な分野の学習を求めています。

このため、市民の多様な学習ニーズに応える学習機会の充実に努めていくことが必要です。

(1) 健康に関する学習

健康づくりに関する啓発活動と学習機会の充実

健康管理や食生活の在り方、病気の予防などに関する啓発活動と学習機会の充実に努め、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

健康に関する情報提供と学習活動の充実

保健、福祉、医療などの関係機関と連携し、健康に関する情報提供や相談の充実に努めます。

(2) 福祉に関する学習

福祉に関する啓発活動と学習活動の充実

福祉に関する啓発活動を推進するとともに、福祉に関する学習活動の一層の充実に努めます。

障害者の学習支援

障害者の学習を支援するため、多様な学習方法の活用に努めます。

(3) 防災・救急・交通安全に関する学習

防火・防災に関する啓発活動と学習活動の充実

防火、防災に関する啓発活動や学習機会の充実に努め、防火、防災意識の高揚を図ります。

救急に関する啓発活動と学習機会の充実

救急への正しい理解や応急処置の方法など、救急知識の普及啓発と学習機会の充実に努めます。

交通安全に関する啓発活動と学習機会の充実

交通安全思想などの啓発開発を進めるとともに、交通安全に関する学習機会の充実に努めます。

(4) 消費生活に関する学習

消費生活に関する啓発活動と学習機会の充実

日々の暮らしに密着した消費生活に関する啓発活動と学習機会の充実に努め、消費生活や消費者問題に関する知識の普及、消費者被害の減少に努めます。

消費生活に関する相談の実施

消費生活に関する様々な相談に応じるよう努めます。

(5) まちづくりに関する学習

都市環境の整備に関する啓発活動と学習機会の充実

安全で快適なまちづくりに関する啓発活動と学習機会の充実に努めます。

(6) 芸術・文化に関する学習

芸術・文化に関する学習機会の充実

市民の芸術・文化に対する理解を深め、その自主的活動を支援するとともに、芸術・文化に関する学習の場と鑑賞の機会の充実に努めます。

芸術・文化活動への参加の促進

地域の文化の裾野を広げるため、市民の芸術・文化活動への参加の促進に努めます。

(7) 趣味・教養に関する学習

趣味・教養に関する学習機会の充実と支援

趣味・教養に関する学習機会の充実と支援に努めます。

(8) 郷土の歴史・文化遺産などに関する学習

郷土の歴史などに関する学習機会の充実と支援

郷土の歴史、文化遺産などに関する学習機会の充実と支援に努めます。

文化財の保護と活用

文化財に対する市民意識の啓発を図るとともに、その保護と活用に努めます。

(9) 生涯スポーツに関する学習

生涯スポーツの多様な展開

年齢や体力などに応じた様々なスポーツの機会を提供し、誰でも気軽に参加できる環境づくりに努めるとともに、年齢、性別、運動能力にかかわらず楽しめるニュースポーツの紹介など多様な生涯スポーツの普及啓発に努めます。

生涯スポーツの支援体制の充実

スポーツに対する市民要望の多様化に応えるため、指導者の充実に努めるとともに、関係団体などの活動の支援に努めます。

《3》 今日的課題に関する学習機会の充実

少子・高齢化や情報化など社会の急激な変化に対応するための今日的課題は、社会生活の中でクローズアップされてきております。緊急的な問題や社会性の涵養として対応すべきことなど、広範にわたる学習機会の充実が求められております。

(1) 環境問題に関する学習

意識の高揚と啓発

自然を愛する意識の高揚に努めるとともに、自然環境、生活環境の保全対策などの環境問題に関する意識の啓発に努めます。

学習機会の充実

環境の保全・創造をめざして、環境問題に関する知識と理解を深めるため、学習機会の充実に努めます。

実践活動の支援

市民が環境問題に配慮し、リサイクル活動など地球にやさしい暮らしを進めるための支援に努めます。

(2) 少子・高齢社会に関する学習

少子・高齢社会に対応した学習

少子・高齢社会から派生する諸課題を市民一人ひとりの問題としてとらえ、学習機会の充実や啓発に努めます。

高齢期の生活に対応した学習

高齢期への心構えや、暮らしかたなどの学習機会の充実に努めます。

(3) 情報化に関する学習

情報化社会に対応した学習

コンピュータをはじめとする各種の情報機器に関する知識や、操作方法などを習得し、情報を活用できる能力を育てるための学習機会の充実に努めます。

(4) 男女共同参画社会に関する学習

啓発活動の促進

男女共同参画社会実現のための啓発活動や学習活動の促進に努めます。

性を尊重する意識の推進

性を尊重する意識づくりのための啓発活動や、総合的な相談体制の充実に努めます。

女性問題に対応した学習機会の充実

女性問題についての理解を深めるため、学習機会の充実に努めるとともに、学習グループの連携に努めます。

(5) 人権に関する学習

啓発活動や学習機会の充実

教育関係者の研修機会の充実に努め、学校教育における人権教育を推進するなど、人権に関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動や学習機会の充実に努めます。

(6) 産業・職業に関する学習

産業の活性化のための学習機会の充実

産業構造の変化や景気の動向に関する学習機会の充実に努めます。

充実した就労のための学習機会の支援

働きがいや、余暇時間の拡大に関する学習機会への支援に努めます。

(7) 国際理解に関する学習

地球市民としての学習機会の充実

地球市民として国際理解を深めるため、互いの文化の理解や外国語の習得をはじめとする学習機会の充実に努めます。

国際交流の推進

内外に問わず、外国人との交流をさらに推進します。

《4》 広域的・専門的な学習機会の充実

生活圏の拡大などにより、市民の学習活動はますます広域的になっています。

また、基礎的な学習を終え、より専門的な学習活動をする市民が増えています。

こうした市民の学習ニーズに応えるためには、近隣の自治体や大学などの高等教育機関や民間教育機関、企業などと連携し、様々な学習機会を提供していくことが求められています。

広域的な学習機会の充実

ますます広域的に展開する学習活動に対応するため、県及び近隣自治体と連携し、学習機会の充実について検討を進めます。

高等教育機関などとの連携

大学などの高等教育機関や民間教育機関などとの連携をすすめ、公開講座などの高度・専門的な学習機会の充実を図り、併せてその教育機能の活用に努めます。

生涯学習推進体制の整備

《1》 学習施設の設備とネットワークの構築

(1) 学習施設の整備

市民の学習活動の支援にあたっては、学習情報の収集提供や学習相談の充実、学習プログラムなどの研究開発、学習指導者、生涯学習ボランティアなどの養成のための研修、関係機関・団体などとの連絡調整などの機能の一層の充実が求められることから、生涯学習施設の整備が必要です。

拠点となる施設等の設備

学校教育、社会教育の連携を図り、総合的な広い視野から湘南の地域に即した生涯学習を創造するとともに、研究や研修、情報の提供、相談のための拠点施設の設置について検討します。

その他拠点となる施設の整備

多様な分野にわたる生涯学習推進のための施設の整備について検討します。

(2) 既存施設の充実

市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学習活動ができるようにするためには、市民の身近に存在する既存の生涯学習関連施設の有効活用を図っていく必要があります。

本市の生涯学習関連施設として、公民館、学習文化センター、図書館、青少年会館などの青少年施設、体育館をはじめとするスポーツ施設、学校教育施設、地域市民の家、市民会館、労働会館、老人福祉センターなどの公共施設があり、市民の身近な学習活動の場として利用されています。

今後はこれや既存施設で市民の多様な学習ニーズ、ライフスタイルに応じた施設運営を進めるとともに、質的な向上を図り学習者にとって利用しやすい施設としていくことが必要です。

既存施設の設備の充実

生涯学習の場としての有効活用を図るため、設備・機器や学習資料の一層の充実に努めます。

学習ニーズに応じた施設運営の充実

市民の多様化・高度化した学習ニーズに応じ、利用時間帯にも配慮した施設運営の充実に努めます。

図書館機能の充実

市民が自由に資料を借りて利用することができる図書館サービス網の整備を図るとともに、レファレンスサービス体制や図書館総合情報ネットワークシステムの充実など、図書館サービスの推進に努めます。

(注)レファレンスサービス＝図書資料及び情報の問い合わせに対するサービス

(3) ネットワークの構築

市民の多様化、高度化、個人化した学習ニーズに対応していくためには、事業、学習、情報、人材、機材などの豊富な学習資源が必要になります。

このため、市の施設をはじめとした各施設館のネットワーク化を図り、それぞれが有する豊富な学習資源を互いに利用し合うことが必要になります。

施設館ネットワークの構築

本市の生涯学習関連施設間のネットワーク化を図り、各施設の有する学習資源を有効利用し、市民の学習活動の支援に努めます。

民間との連携

企業や、私立学校、自治会などとの連携を進め、これらが有する学習資源を多角的に活用し市民の学習の場の確保に努めます。

(4) 市民参加による学習施設の運営

市民が利用しやすい学習施設の運営に努める必要があります。

このためには、拠点施設の整備や施設の運営に市民の参加を進めていくことが望まれます。

市民参加による学習施設づくり

学習施設の整備にあたり、構想段階から市民の参加を得た施設づくりをさらに進めます。

市民参加による学習施設の運営

学習施設の運営にボランティアなどをはじめとする市民の参加を求め、学習者の視点に立った施設の運営に努めます。

(5) 学校の生涯学習支援機能の充実

地域住民の学習ニーズに応えるため、学校の教育機能を活用した学習機会の提供を検討するとともに、学校の持つ人材や設備などソフト・ハード両面の教育機能の地域開放に努めることが必要です。

学校の地域開放の促進

市立学校における地域住民を対象とした開放講座の実施など、学習機会の提供を検討をはじめとして、学校の教育機能の地域開放に努めます。

学校施設の活用の推進

学校施設の開放を一層推進するとともに、余裕教室の活用の充実に努めます。

《2》 学習情報システムの充実

(1) 学習情報の収集と提供

学習ニーズに対応した情報提供

市民の学習活動を支援するためには、学習に関する情報を一括して収集し、体系的に整理して、市民の学習ニーズに応じた必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努めます。

情報提供の充実

市民主体の学習活動を促進するため、必要な情報をだれもが、いつでも、どこからでも簡単に得られるよう、マルチメディアを活用した総合学習情報提供システムの検討を進めるとともに、各種情報提供誌の発行や、FM放送、CATV、インターネットなど、様々なメディアを活用し、市民が利用しやすい情報提供に努めます。

広域的な情報提供

市域内及び市域外の関係機関・団体などと連携し、広域的な情報提供に努めます。

(2) 学習相談の充実

学習相談の充実

学習に関する諸問題に対し、適切な助言と情報提供が一体となった学習相談体制の整備充実に努めます。

《3》 学習指導者の育成

学習指導者の発掘・育成

市内で活動する団体の指導者や、様々な分野で豊富な知識や優れた技術技能などを持って活動している人に働きかけ、学習指導者としての発掘・育成に努め、市民の学習活動を支援します。

人材登録制度の整備

学習指導者を登録し、学習者に紹介する人材登録制度の整備を図ります。

ボランティアの育成・活用

自らの学習成果を生かす場として、ボランティアの育成と活動の場づくりに努めます。

《4》 学習の場づくりと成果の活用

主体的学習活動の支援

市民の主体的な学習活動を推進するため、学習グループ・サークルなどが地域で主催する学習活動に対する支援に努めます。

学習活動を通じた交流の場づくり

学習者や学習グループ・サークルなどが共に集い、ふれあう場、交流の場づくりに努めます。

学習成果の発表

市民が学習活動を通じて身につけた知識や技術などの学習成果が活かされる発表の場や機会の提供に努めます。

学習成果の活用

学習者が生涯学習の支援者として活躍できる、地域活動、ボランティア活動など学習成果の活用の場づくりに努めます。

《5》 生涯学習の総合的な推進

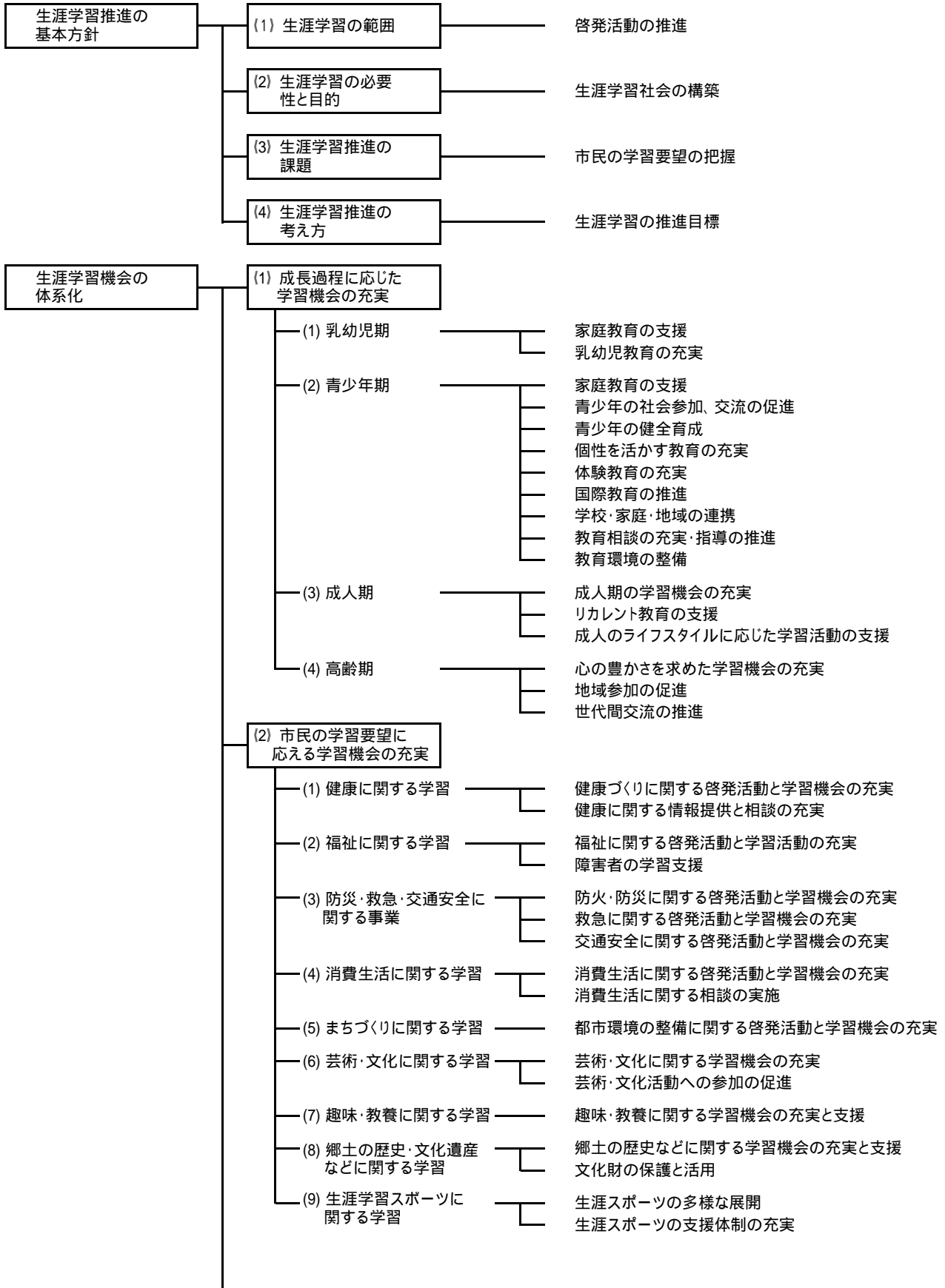
市民参加による推進体制

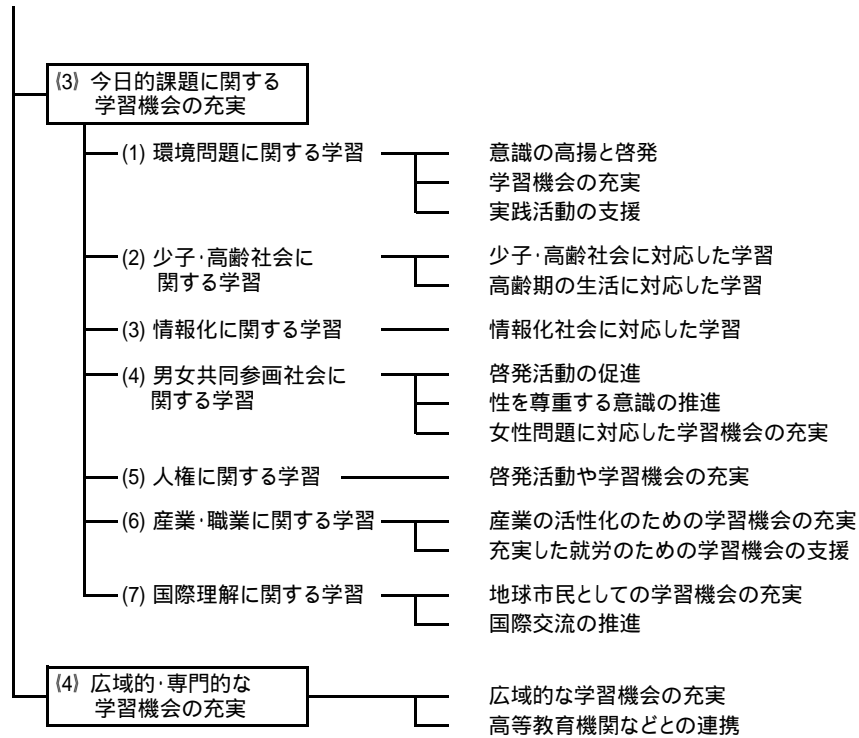
市民や地域、学校、企業、関係機関・団体、民間教育機関、行政などが互いの役割関係を踏まえたうえで、事業や施策の推進に向け協力しあう協働関係を構築するため、市民参加による本市の生涯学習の総合的な推進を目指します。

行政の執行体制の確立

生涯学習事業の総合的推進に向け、庁内行政連絡会議の効果的運営を図るとともに、職員一人ひとりが学習支援者として自己啓発をはじめ行政の専門家としての意識の高揚に努めます。

施策の体系図





生涯学習推進体制の整備

